


令和4年度から 算定方式・税率など 国民健康保険税が変わります

問合せ／国保年金課 (☎232-9526)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。県において、県内市町村の国民健康保険税の算定方式を2方式(所得割・均等割)に統一する方針が示されたことから、令和4年度から、算定方式と税率が変わります。

詳細は、市ホームページをご覧になるか、お問合せください。



令和4年度の保険税額については、7月中旬頃に発送する、納税通知書をご覧ください。

令和4年度からの算定方式と税率

市の算定方式は、これまで3方式(所得割・均等割・平等割)でしたが、**平等割を廃止**し、令和4年度から2方式(所得割・均等割)となります。

これまで		令和4年度から	
所得割	加入者の所得に応じて算出	所得割	加入者の所得に応じて算出
均等割	世帯の加入人数に応じて算出	均等割	世帯の加入人数に応じて算出
平等割	1世帯ごとにかかる金額		

【令和4年度からの税率】

区分 (対象者)		医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	世帯内の所得に対して	7.15%	7.84%	2.35%	3.44%	2.05%	2.31%
均等割額	加入者1人当たり	23,000円	30,500円	7,000円	12,600円	9,500円	15,200円
平等割額	1世帯当たり	26,000円	廃止	9,000円	廃止	5,500円	廃止
課税限度額(※)		630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円

※地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分と後期高齢者支援金分が変更になっています。

これまでどおり実施

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、下表の基準以下の世帯の方は、従来どおり均等割額が軽減されます。この軽減を受けるには、前年分の所得が申告されていることが必要です。

軽減判定基準所得	軽減割合
43万円+(給与所得者等(※1)の数-1)×10万円以下	7割
43万円+(28万5千円×被保険者数(※2))+ (給与所得者等(※1)の数-1)×10万円以下	5割
43万円+(52万円×被保険者数(※2))+ (給与所得者等(※1)の数-1)×10万円以下	2割

※1…給与所得者等とは、給与所得と公的年金所得のどちらかがある人です。

※2…国保から後期高齢者医療制度に移行した方の人数を含めて算定します。

令和4年度から実施

18歳以下の方の均等割額が半額になります

令和4年度課税分から、子育て世帯の経済的負担軽減のため、**未就学児を対象に、均等割額を半額**とする措置が制度化されます。

また、**市独自に、18歳以下(未就学児を除く、18歳になって最初の3月31日まで)の方についても、均等割額を半額**とします。

いずれも申請は不要です。

※所得が少ない世帯の軽減を受けている世帯は、その軽減後の均等割額を対象に半額とします。

